

倉吉市建設工事における予定価格等の設定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市建設工事執行規則（昭和50年倉吉市規則第18号。以下「規則」という。）第14条に規定する予定価格及び第15条に規定する最低制限価格の設定について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 直接工事費 工事目的物を作るために直接必要とする経費
- (2) 共通仮設費 工事目的物を作るために共通に使用するものに要する経費
- (3) 現場管理費 工事の施工に当たって工事現場を管理するために要する経費
- (4) 一般管理費 工事の施工に当たる請負業者が企業活動を継続的に運営するために要する経費

(予定価格の設定方法)

第3条 工事の請負契約（以下「契約」という。）に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）の予定価格は、当該工事の設計価格とする。

2 競争入札の予定価格は、当該工事の起工の時に設定する。

(最低制限価格の設定方法)

第4条 競争入札の最低制限価格は、当該工事に係る予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げた額）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が、当該予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては当該予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、当該予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の場合において、当該工事が土木解体工事、建築解体工事その他必要と認める工事であるときは、同項第1号中「10分の9.7」とあるのは「10分の7.5」と、第2号中「10分の9」とあるのは「10分の7」とする。

3 競争入札の最低制限価格は、当該競争入札の執行の時までに設定し、当該競争入札の予定価格を記載した書面に記載するものとする。

(最低制限価格の設定権者)

第5条 最低制限価格の設定権者は、倉吉市事務代決及び専決規程（昭和47年倉吉市訓令第10号）第7条の規定により当該競争入札の予定価格を設定する権限を有する者とする。

(指名競争入札の予定価格等)

第6条 第3条から第5条までの規定は、規則第20条において準用する指名競争入札の予定価格及び最低制限価格の設定について準用する。

(随意契約の予定価格)

第7条 第3条の規定は、規則第23条において準用する随意契約の予定価格について準用する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、予定価格及び最低制限価格の設定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に契約に係る入札の公告又は入札若しくは随意契約の通知をしている工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に契約に係る入札の公告又は入札若しくは随意契約の通知をしている工事については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に契約に係る入札の公告又は入札若しくは随意契約の通知をしている工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に契約に係る入札の公告又は入札若しくは随意契約の通知をしている工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に契約に係る入札の公告又は入札若しくは随意契約の通知をしている工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に契約に係る入札の公告又は入札若しくは随意契約の通知をしている工事については、なお従前の例による。